

# 近代スコットランド法思想研究

— Lord Stair の法思想 (1) —

角 田 猛 之

はじめに (以上本誌第一九巻第11号)

第一章 ステアル・法思想研究への諸前提

第一節 ステアル・法思想研究の現状

I D · M · ウォーカーの “Introduction” to Institutions (“tercentenary edition”)

II “The Tercentenary of Stair’s Institutions”. Juridical Review, 1981. (コルベット)

III Stair Tercentenary Studies, Stair Society, vol. 33. 1981. (コルベット)

第11編 ステアル・法思想の諸々の概念

第11章 ステアル・法思想の検討

## 第一章 ステアル・法思想研究への諸前提

本章では、スコットランドの法思想・法的諸状況——法学文献・法実務或いは政治的動きを背景にした諸々の法をめぐる動向——にかかる邦語の文献・研究がほとんど存在しないという現状を考慮し、前号の「はじめに」に続いて<sup>(1)</sup>、ステアルの法理論・法思想そのものの検討に先立つ予備的な諸考査を行つておく。その際、検討の方法としては、本章を二つに分節し、まず第一節で、ステアル・法思想研究の現状を、彼の *Institutions* 出版三百周年記念の企画論文(集)に主として依拠しつつそれらを紹介・検討することを通じて概観し、次いで第二節において、彼の経歴及びその法理論・法思想に直接・間接に影響を与えた諸々の制度・状況を概観していく。

ここで、第一節と第二節の関連について、一言付言しておきたい。両節相俟つて、ステアルの法理論・法思想をより深く理解するための予備的な考察であることは、本章の表題が示す通りである。ただし、第一節は、彼の初版出版の三百年記念として出された諸論稿を概観するもので、その第一の目的は、一九八一年の時点における——従つてある意味では最新の——研究動向を探ぐることである。しかし、そのことによつてのみでは、かならずしも本章の目的は達成され得ないであろう。というのは、そもそも本章を必要とする状況、すなわち右に言及したように、スコットランドの法に係わる諸状況が、我国の学会においてほとんど知られていないという事情が控えているからである。つまり、ステアルの法理論・法思想に直接・間接に影響を与えた事柄のうちで、これらの諸論稿が、全然又はわずかしか言及していないか、或いは周知の事柄として前提しているにもかかわらず、我国ではほとんど紹介されていないという場合が存在するからである。そこで、それらの諸状況は、他の業績を参照しつつ、第二節において新たに或いは、再度詳しく紹介することによって、第一節を補完するとともに、本章の目的を果していきたいと考えている。

### 〔注〕

(1) 今後の続稿における「目次」の扱いにまづふれておきたい。本研究は、「はじめに」の附記でも述べたように、長期のシリ

ーズを予定してゐる。従つて、「田次」はその都度、その稿の限りで、或いは、その節を限度として掲げるに留め、細田次の形で順次追加していくべきだ。

(2) そのテーマについては、各項の最後に小括の形でその都度觸及していく。ただし、テーマによつては、本節の ‘tercentenary’ の諸論稿によつて、カバーし得るものも存在する。

### 第一節 バトマール・法思想研究の現状

スコットランドの近代的な法学文献の出発点たる *Institutions* は、一六八一年にその初版が出版された。そして、今なお、彼の理論・アイデアが、“Scottish Legal Tradition” へようしなれば監考法のレガニド、また “Books of Authority” という形で、具体的・実務的な法源の一端として、直接・間接に生き続けていなければ、次の指摘から明らかであらう。「ステアル、ヒルズキン、ベル等の見解は、相当に熟考した上でなければ、スコットランドの裁判所によりて捏ねられぬ」とは、決してないであらう。『いかなる法的問題に関するかくも、ステアルの意見が矛盾のないものとなつたならば、私はその意見を、スコットランド法を確定するものとみなす。』と Lord Benholme は、*Drew v. Drew* ((1870) 9 M. 163, at p. 167.) の如く述べる。……(あた) Lord Normand は、一九四一年に、バーンガム大学の Holdsworth Club の手綱で、ベラミーの *Institutional writers* 「その代表がステアルである」など、「せじめど」で述べた通りである。角田は、極めて高い権威を与えた。

そして、このよつたな状況を背景に、彼の初版出版三百年記念にあたる一九八一年に、相ついでそれを記念する企画行事がおこなわれる。その第一弾が、一九八一年三月二八日に、グラスゴー大学で開かれた、初版出版三百年記念の大會であらう。そして、その時のレポートの元になる原稿が、“The Tercentenary of Stair's Institutions” として、*Juridical Review* の一九八一年号に、特集論文として掲載されている。おたそかに續く企画は、ハムバーラ・グラ

スコットランド大学の出版部が共回り出版した、ステアル・Institutions の “tercentenary edition” である、次に述べた、イングリッシュの Selden Society による翻訳である、クロムウェルの Stair Society も、その第三回からして平行して、Stair Tercentenary Studies と題された、Institutions と題する譜文集等である。<sup>(3)</sup>

本館では、右の譜文稿が、ペトナル・施照類及らの「バタクリーク」による翻訳や、研究の現状等を示すものと、以前提した上に、他のそれ以前或はそれ以後の業績を特に注の形で収録している。なお、次の順序で紹介・検証していく。  
I' D · M · ウォーカーの “Introduction” (to “tercentenary edition”), II' “The Tercentenary of Stair's Institutions,” Juridical Review, 1981. III' “Stair Tercentenary Studies,” Stair Society, vol. 33, 1981.

### I' D · M · ウォーカーの “Introduction” (to “tercentenary edition”)

右に挙げた企画のつま、最も基本的な成果は、従来の版の、テクスト・クリティックの上に、その総論として、ペタルの第二版（一六九三）に依拠して編集された、ウォーカーの “tercentenary edition” の出版である。<sup>(4)</sup>

いじり、右に言及した、従来の版に対するウォーカーのテクスト・クリティックをまとめよう。 (p. p. 43-50)  
題長、三百年間に——“tercentenary edition” を盛りて、注の歌が出版された。ただし、(i) Andrew Anderson の繼承者によれば、一六八一年に H. マンバードが出版された初版。<sup>(5)</sup> (ii) 「『余生のマルハーバーのマントクスを達な  
うべ、改訂せられた』兼「*論*」 (p. 44) が同じく Andrew Anderson の繼承者によると一六九三年。  
しかし、このものが、ペタルの生前の版。(一六九五年) <sup>(6)</sup> (iii) John Gordon と William Johnston による改訂版が、一七  
五九年に H. マンバード。<sup>(7)</sup> (iv) George Brodie の手による出版と補足された版が、一七八六年、同じく H. マンバードよ  
り。<sup>(8)</sup> さて、最後に、John Schack More の手による二巻本が、一八三一年。<sup>(9)</sup> (v) p. p. 43-46)

右のH.の版のつま、ペタル以外の人物の手による二つの版に対するウォーカーの見解をみておこう。右の三つのが、(i)の  
J. S. More 版が、豊富で興味深く注をされたものである「その出版以後、それが通常用いられておりぬ」 として (p. 42) 1

の評論をした。従つて、第11章<sup>(3)</sup>の検討において、「tercentenary edition」と表記して、このMore版をお得感する予想であるが、この版をも含めて、ウォーカーはこの川の版に次のように評価する。「ペトマールのテキストは、多くの点で、しかもかなりの勝手な変更」を行つており、また「多くの場合に勝手に、而田やれた制定法や判例の名称を変更」している。しかし、これらの作業は、「ペトマールのテキストに対する改良(improvement)」ではあるが、編者の役割ではない」と。(p. 47)

従つて、ウォーカーは、この川の版を批評し、生前の110の版のうち第11版と「堅苦しい証據」(adhered scrupulously)かねと述べてその理由を川の版で書かれてる。すなわち、第11版は第1版を、「皿の手によって改訂し実質的に変更」した結果出来上がったものであり、しかも生前の最後の版として「彼が扱う全ての話題に関する最終的な見解を表す」(p. 45) ものである。けれども、ステアルが、「実務に携わる法律家であることをに裁評官であるが故に、その見解が、漸然に変化し進展」(p. 49) してゐる。川のテキスト・クリティイークよりウォーカーは、「第11版（一六九三）が、この(tercentenary)版のcopy-text ルート採用」されたと結論づけてる。

このウォーカー版に依拠した、ステアル理論の検証は、第11章<sup>(3)</sup>のテーマであるが、本章にても問題ない。なぜ、ペトマールは専門的にわたるスタンダードなテキストを今なお再版し続かれてる——“The Scottish Legal System,” 5th. ed. 1981<sup>(4)</sup>——螺輯・ウォーカーが、“Introduction”ルート<sup>(5)</sup> Institutions の螺輯をもぐらみの問題——問題で答へたが、1. Stair's Career (p. p. 1-10), 2. Scotland and Law in 1681 (p. p. 10-14), 3. The Genesis of the Institutions (p. p. 14-17). 4. Stair's Models (p. 17), 5. The Plan or Structure of the Institutions (p. p. 17-20), 6. Stair's Sources (p. p. 20-21), 7. Stair's Theory of Law (p. p. 21-28), 8. Stair's Legal Concept (p. p. 29-37), 9. The Standing of the Institutions (p. p. 37-41), 10. The Institutions in its European Setting (p. p. 41-43), 11. The Text (p. p. 43-50), 12. The Notes (p. p. 50-52). ——など、多く用

○はるかにまだ古い螺繩についても言及する。

## 近代スコットランド法思想研究——Lord Stair の法思想(二)——

Jの Introduction は、そのボリューム・内容にておのれの面がひみつてゐ、一個の独立した論文といふ得るであらう。ソード右の諸問題のやう、ステアルの経歴(1.) 及び法理論その他の検討(5, 7, 8.) は次節以下——テキストの問題(11.) ば、右で検討した通りである——に参照するとして、Jの Institutions のバックグラウンドに係わる、ウォーカーの見解を概観しておく。

(i) まずは、初版出版当時のスコットランドの法及び法学文献について。Jの頃では、一六六〇年の王政復古から一六八一年までの状況が扱われてゐる。(p. p. 10-14) Jの時期は、「一七世紀初期及び中期の動乱の年」——君主の悪政に対する反乱・内乱・ロマンウルス及びプロテクター政権の下でのイングランドとの、強制されたヨーロッパよりは従属——を経過した後の王政復古体制の下で、「比較的平和で平穏」な時代であった。(p. 10) Jのようだ状況を背景に、裁判所の再編成と重要な意義を有する諸々の立法が成立していく。

前者に関して。一六七一年の裁判所法により、High Court of Justiciary が成立した。Jの裁判所は、(素人の) Justice-General, Justice-Clerk 及び大人の Court of Session の裁判官からなり、一七八七年に到るまでは、その形態をとつて、刑事事件を担当する最高の裁判所である。<sup>(2)</sup> (p. 11) やしてそれ以前より存在してゐる民事に関する最高裁判たる Court of Session ——ステアルは、解任・再任を経て、その判事及び Lord President を長年にわたって務めていた(註釋は、第11節参照) ——Commissary Court・High Court of Admiralty に加へて、「大部分のややこしい事柄についての社会的統制」は sheriff court・baron court・regality court 等のくねくねト級の裁判所が担当してくる。<sup>(11)</sup>

また後者に関して。王政復古後の「一六六一年に、スコットランド議会が再開されたが、それは注意深く選ばれたメンバーの集合であり、極めて多くの重要な立法が通過した。」特に、土地法と不動産譲渡 (conveyancing) に係わ

ね分野に闇してやうだある。1661年の「蘇格蘭地契 (Deeds Act) やカーカーは Stair's Act ジュートン」、1685年の限縛封土權法 (Entail Act)、1661年と1695年の盤規法 (Prescription Acts) 等や、且つも、「登記に依拠する土地に属する權利のアスクーム法」(p. 12) は、登記法 (Registration Act) が、1693年に成立してゐる。また、1661年と1671年の破産に属する法規 (Adjudications Acts) 及る「1845年モード、ベロウトランの救貧法の基礎」(p. 12) が、1671年の法律。ソーブル「ソーブルもつた立派の多くが16世紀以上にわたって有効であった。」(p. 12)

やむに法学文献を以て。『ベトヌの Institutions の判例と並んで、1661年の盤規法は、ベロウトラン法に属する文献だ、極めて重要な法だ』(p. 13) もう少し、色々の罪状法と Black Acts (1555及るベキーハーの Lawes and Actes of Parliament, 1424-1597 (1597) • Regiam Majestatem (1597, 1609 and 1613) ハ) による罪状法の収集及び、手稿の形の Court of Session の判決= Practicks ——ベトヌ皿書の論議—— 1661年と 1667年と "Decisions of the Court of Session, 1661-1671 and 1671-1681." が記載されるが、やがて「Practicks が記載され、ベロウトラン法は、最初の判決集」である。(p. 5) ——等は存在しないが、「textbook として記載され、全く存在しなかった」(p. 13) 従つて、このもつた状況に「ローマ法及び教會法のトキベトラン法、やがては依頼した大體の文書」(p. 13) と記載されるを得なかつたのである。

やがて、このもつた法学文献の状況の母、IIIの「アーチャルウェイ、クノーベルの Jus Feudale • ポーパの Maior Practicks • Minor Practicks が皿書と呼ばれるカーネルが持つ。Jus Feudale は、彼は次のようだ。ハーヴィングは、ベロウトラン法の広範な分野とおもむく最も耳に詮釋からの詮釋に依拠して、その大いなる法分野をなす、土地法と闇しておられた詮釋だ narrative account」である。(p. 13) しかし、やがてやがては——カーネル

カーブルが述べてゐる所によると——やおな、「士地法しか論じておらん」しかも、その表題が示すとおり、封建的な土地法であることを示すに違ひないが、Institutions への論述は、一定の断絶が存在するといふが、「さじぬ」とある述べたところである。

右の Practicks を吟味するに、法律文庫の本原は、ベトランの Institutions の位置・意義を理解するのに不可欠の要素であるが故に、再度第11節で検討する所だ。しかし、ハリドは次のウォーカーの見解を参照した上で、次のテーゼを移る」ととした。「このよき初期の文献の貧困の故に、それだけ、ステアルの驚くべき業績をひめたたせるのである。彼は初めてスコットランドにおける私法の全分野を概括する一貫した narrative book を書く、その大筋と視野及び批判的な幅広い説明上の資質である。現存する全ての文庫を大幅に上まわるべく、(iii) 次に、ステアルが Institutions を著筆した動機について。 (3. p. p. 14-17) やおな、「種々の歴史の想起したゆの」 (p. 14) やおなが、スコットランドの箇条書きの書風を懸念してゐる。

まず第1点。彼が、ハバードの Institutions から Digest を読みあたし、やおな校する——もつねむホーリーの、次のような種々の辯駁家の業績を挙げてある。やおなが、Joost van Dahmouder (1507-81) 'Peter Peckius (1529-89)' Paul van Merel (1558-1607) —— Grotius の監督——ハントジョンズ Peter Goudelin (Gudelinus) (1550-1619) —— ハント De Jure Novissimo (1620) が、「Netherlands の他の、初めの法的・法理的な総括の編集」 (p. 15) やおな——ハント Hugo de Groot (Grotius) (1583-1645)。ハントのオランダ人の書物は、前回のスコットランドにおける知識の範囲、やおなが、多くの多数存在していた。ハントは、次のよう問題へのものである。「なぜ、スコットランド法は Inquisitions が存在しならのか。」 やおな。

スティアルと Grotius 及びイングランドの Sir Edward Coke との関係について、ウォーカーの見解を参照しておこう。

Grotius が、*De Jure Belli ac Pacis* に於て、「Holland の領域の法に関する体系的論理」たる *Inleidinge tot de Hollandsche Rechtsgeleerdheid* (1620) (p. 15) を引用する。しかし彼は、前者については参照したことなく、後者だけを引用する。「<sup>(12)</sup> いと懶になつておどり、トトハ艦・英艦に詫やねなかつた」 (p. 15) が故だ、それを読むなかいであらへ、ヒムホー カーはレーヴン。<sup>(13)</sup> また、Coke について。トトアルが、なんいかの程度で、Coke の業績——“Institutes of the Lawes of England”——による、皿の *Institutions* を蘇筆するより促されただが由が不明である。しかし彼が、「Coke について聞かしハヤシたりとは確實であるが、Coke について全く幅及していなうのも事実であつ、従つて、Coke の著作が彼に影響を及ぼしたかの論拠は、全く存在しなう」 <sup>(14)</sup> (p. 15)

說

第二のファクターは、彼の実務経験に係わるものである。つまり、次のような二つの委員会での経験、すなむち、法のリストライトメントのための委員会 (Commission for the Restatement of the Law, 1649-5) 及び一六七〇年のイングランドとの Union のための委員会である。前者において彼は、「〔スコットランド〕法に関する体系的な論稿の必要性」を認識し、また後者においては、「イングランドとの Union において、より弱小の同法権「をもつて」の國（スコットランド）の側の」法は、より強固な同法権「をもつて」の國（イングランド）の側の」代表が必然的に優位をしめかづ、無知と偏見から、常に、よりなれ親しむ「本国の」法的なアプローチに味方する議会のおもうがままになってしまふ」という危惧を懷くのである。(p. 16) やして、両法の基本的相違を認識するとともに、ステアルは「明らかに、スコットランド法を「イングランド法に」侵蝕されない状態 (inviolate) のままで保持することを望んでいた」(p. 16) のである。そして、そうであるとすれば、スコットランドの法システムがいかなるものであるかをまず確定する」とが必要であり、これが、いわば政治的なファクターから生ずる執筆の動機である。<sup>(15)</sup>

そして、第三のファクター。これは、第二に比して多分に法的——しかも、一九世紀・イギリスのベンタムの法改革の動機に近いものである。ウォーカーは言う。「学識ある法律家として彼は、スコットランドの法源が、無秩序な素材の寄せ集めであり、従って、誰かがその素材を秩序だて、生起しつつある法についての体系的で秩序だつた説明をなすよう努力すべき時であるといふ認識」をステアルが有していたこと。

以上、三點にわたって彼の *Institutions* 執筆の動機に関するウォーカーの見解をみてきたが、それは一言で表現すれば当時の法的・政治的状況を前提としつつ固有のスコットランド法を体系的に説明する必要があると彼が認識したこと、と要約できよう。そして、そうであるからこそ、「はじめに」で述べたように、ステアルは、*Scottish Legal Tradition* の出発点たり得るのである。

(iii) 次に、ステアルが依拠するモデル及び、(法) 源について。(4, 6, p. 17, p. p. 20-1) このモデルをどう見についでは、ウォーカーは否定的に解している。むつとも、第一義的には、ユスティニアヌスの *Institutions*、そして Grotius 等の先に挙げたオランダの業績を当然参照しているのではあるが、前者に関してウォーカーは、「独創性なしにそのモデルに追従し模倣」したのではないし、また後者に関して、「そのいづれの人物にも、詳細にわたつて追従」したようには思われない、としている。(p. 17) つまり、「單一のそして細部において従われたモデル」は存在しないのである。(p. 17)

やむべく、ステアルの法源或いは依拠した原理について。以下ウォーカーの見解を参考しつつ列挙してみよう。(p. p. 20-1) 第一に、自然法、エタティティ、理性、聖書の諸原理。そして、これらの基本的諸原理をみい出すに際しては、自然法学者とりわけ、Grotius の業績が手掛りとなされている。<sup>(17)</sup> 第二に、ユスティニアヌスによって確定されたものとしてのローマ法、そしてより少ない割合で、教会法及びローマ法の註釈。ただし、これらは、ステアルに限つて

『言及せねばならぬのじよなべ、彼が裁判官やあつた司盤の Court of Session の語証據・判決の中と共通してみゆおるるものである。やゝこゝに最後に、native source やだねむ、スコットランド讐の編定法——先に言及した、Skene の 1

五九七年の “Lawes and Actes of Parliament” 及び Practicks の形で収集せられた Court of Session の判決——Hope · Haddington · Nicolson · Spotiswoode 編のやぶ——及ぶ Craig & Jus Feudale やね

る。

以上が、彼が主に依拠する法源或は原理であるが、次のウォーカーの 11 章の指摘に注目しておわたる。「イギリスの權威の書は、なんの重要性を有しなかつた。Glanvill · Bracton · Littleton やゝこ Coke などに言及せねばいなし」と、また、「いかなるイギリスの編定法或いは判例も記してある様である。」(p. 21) まだある 1 章。「ローマ或いは

外国の法源の重要性を過大視しなど、これが重要である。Institutions が、バベトマニアスの Institutions のババーンド人による翻訳ではない……大陸の書物のババーンド人の手による編集である。やおざ、併しこれは native source 及びババーンドの編定法と判例の機能を闇かれる諸考察に依拠した、ババーンドの翻訳である」(p. 21)

(iv) 最後は、Institutions の、ババーンド及びヨーロッパ全体における地位・意義について。(9, 10. p. p. 37-43)

「やあ、ババーンドにおける地位・意義。」一六八一年の初版出版以来、Institutions が、スコットランドの法の歴史及びババーンド法の文献において、次の意味で極めてヨリーグな位置を有している。やなねむ、「やおざ、narrative form ピババーンドの全般法を体系的に説明しよとした最初の書物〔やおりやた〕……やおざ、極めて広く範囲でババーンド法を、合理的なシステムとして用ひた……。」(p. 32) ピの著者が相俟つて、In-

stitutions が、近代スコットランド法の出現地であるから、近代的な Scottish Legal Tradition の出現地たり得たにいは、「ばんねど」であるに及んだのである。カルト、即ち此の關係で、一五二一年に設立され、クロム・ウヨルのロヨン・ウヨルス期を経て存続してゐた Court of Session の従来の判決の扱いが問題となつた。ステアル・血脉、Practices やくら形で収集されたいふいの判決を native source やして参照してくることは(三)でみた通りである。又いのが、ステアルは、「多くの判決を引用してしまが、いかなる些々ても彼が、何れの判決を、近代的な意味での先例 (precedent) と見えたる所長あるのはな<sup>(13)</sup>。」(p. 38) やして、そうであるかといへば、法が「高度に形成されたいた状況」 (highly formative state) (p. 38) の上で、従来の判決などもわざなく、新たな私法の体系を、Institutions が形成し得たところの體のものであつた。カルト、右のやうなものであるが故に、Institutions は、「最も權威あり尊重される」一般的な論理である。カルト、右のやうなものであるが故に、Institutions は、「最も權威あり尊重される」一般的な論理である。カルト、右のやうなものであるが故に、Institutions は、「最も權威あり尊重される」一般的な論理である。

次に、ヨーロッパ全体における *Institutions* の位置・意義について。なお、ヨーロッパ全体の潮流の中では、ウオーカーは次のようないきさつである。「ステアヌの *Institutions* の翻訳・出版は、一七・八世紀ヨーロッパに広がった現象すなむか、個々の国の大法を体系的に提示する、実質的で爭議點を述べられた著作の出版から現象の一例である」(p. 14) 彼は続いて、11頁にわたって、ハッハベ—— Domat, *Les lois civiles dans leur ordre naturel*. (1689-94) 等。又ト独立の國のみを擧げて、ドベラ—— Christian Thomasius・Johann Gottlieb Heineccius, *Elementa iuris civilis secundum Institutionum* (1725) ——、Netherlands —— Hugo Grotius ——、ペペルハ、スカンジナビアと幅広いところが、日本では、イングランドなどのみ若干参照しておられる。

のば、イングランドは他の先駆から国政国家となつて、従つて叫ぶ世間から、その王国の法と認かる多くの論稿が存在したがゆうだ。やまとく、Glanvill, De Legibus et Consuetudinibus Angliae (c. 1187) • Bracton, De Legibus et Consuetudinibus Angliae (1256) • Littleton, Tenures (c. 1480) • Cowell, Institutiones Juris Anglicani ad Methodum et Seriem Institutionum Imperialium compositae et digestae (1605) (→長田一母著 Institutes of the Law of England ベスト挿写) • Coke, Institutes of the Law of England (1628-44) (英語ドリームドリ書かれた書物) やつて Wood, Institute of the Law of England (1720) 等。これらは日本で認めて、ウキマーが——「せんぬ」とも称された MacCormick ベスト著——次のよう記述した。「この二つともが、スマートの証明とおなづかれたが、細井留良・島崎・昭謹を有してゐた。やまと出し煙の著作」として記

論  
ランドをも含めて全体としてステアルは、「一七・八世紀に全ヨーロッパにあらわれた、‘institutionalist’ の学派の代表であるとともに、初期のそれである」(p. 43) とウォーカーは結論づけるのである。

以上、ウォーカーの *Introduction* に依拠して、*Institutions* 成立のバックグラウンドに係わる彼の見解をみてきたが、ここで、右で言及されながらも詳論されていない或いは全く言及されていない若干の問題——従つて、第二節及び本章全体の課題——を、列挙する所とし、本項の結びとしておく。

(a) まず第一に、当時の法及び法学文献の状況。制定法及び判決——とりわけ、Court of Session のそれ——は、いかなる機能・形態を有していたのか。特に、legal system という観点から。この問題は、Parliament 及び裁判所という、制度的側面とともに、制定法及び判決の存在形態——また、あるとすれば、判例理論——といういわば、法理論的側面の、両面からの検討を必要とするであろう。そして、法学文献の状況。ローマ法及びそれに関する大陸

の注釈書が多く存在するとはいへ、どの程度に、また、その浸透状況はどうであったのか。この問題は、その流入を媒介する人的問題——とくにスコットランドからの、大陸への留学状況——及び、それを基本的に規定する、法学教育のあり方に係わるであらう。

(b) 次に、Institutions 執筆の動機の一であつた、イングランドとの法の統一をめぐる状況。右では、ステアルの直接かかわつた、一六七〇年の委員会のみが觸及せられてゐるにあつたが、その前史として、一六〇三年のジョイムバー社の同類連合のトドの法の統一のプロジェクト及び、ロモンウェルズトでのスコットランド法の状況が、とりわけ Institutions の意義を理解するには、不可欠のファクターであらう。

以上、II・IIIの極めて大きな問題を指摘したが、それらを本章全体として——また、「はじめに」の附録であれど、別稿での資料や補足について——明かにしておきたい。

〔注〕

- (1) D. M. Walker, "Scottish Legal System," p. 401. cf.
- (2) T. B. Smith and L. A. Sheridan, "The British Commonwealth," vol. 1, The United Kingdom, p. 627.
- (3) Juridical Review, 1981. (The Tercentenary of Stair's Institutions) p. 101 cf.
- (4) さて、本項や直前のみを除くのは、Walker's Introduction to "The Institutions of the Law of Scotland," ed. by D. M. Walker, Edinburgh and Glasgow, 1981. 本の序文である。(註) Walker's Intro. p. 51
- (5) いのちの Town and College は、岳廟人として署名され、一六七一年には、即ち翌年、エドワード・アーノルドの独占権を取った国民の勅許状 (Royal Patent) を受けた。……一六八七年には、Town Council は、Anderson の妻と共に、大半の岳廟のトド、岳廟から權利を收回し、一七一六年に死亡するまで、かれの仕事を続けた。従つて、ト

トトの植物は、Edinburgh University Press の先駆者として注目されたのである。」 Walker's Intro. p. 57. Note, 107.

- (5) William Johnstone (1729-1805) は、弁護士及び国會議員であるが、アダム・スミスの友人であった。 Walker's Intro. p. 45. cf.

(6) John Schack More (1784-1861) は、弁護士であり、エクトンの *Institutions* を始め、ハーバードの *Principles* や *the American Law*、また George Joseph Bell の後継者として、ハーバード大学のベラストン法の教授など、1843年から1861年まで務めた。 Walker's Intro. p. 46. cf.

(7) 18世紀後半の “tercentenary” の年（1781年）に改訂されたものであるが、やがては、ハーバードに開かれた品種及びハーバード法の歴史を記す品種（4. The Development of Scots Law）となり、若干の追加・変更（ex. p. 106, p. 108, p. 112 etc.）を除いて、基本的には第4版（1876年）に匹敵する。

(8) 但し、次のマクハリットの指摘を参照。「1750年から1850年までの間に、ハイドラングランドの諸事象は、古続ケイングランの田舎地帯の革命的変動のおよぶりになるとみなされるべきである。」 G. M. Macmillan, 大野監訳『ハイドラング』 p. 110-111頁。

(9) Walker, "The Scottish Legal System," p. p. 117-8 cf. 次の指摘を参照。「中央の刑事裁判所たる Court of Justiciary は、16世紀後半の承認令状の形態と同様のものであるが、やがて、クロムハーンの集権化された司法の時代へと向かう。」 R. Mitchison, "Lordship to Patronage," Scotland 1603-1745 (The New History of Scotland, 5, 1983.) p. 71. また、現在の High Court of Justiciary は、やがては、Parterson and Bates, "The Legal System of Scotland," chap. 4. (Criminal Court) cf.

(10) ハーバード法の起源等については、Walker, ibid. p. p. 93-6. cf. また、庶民の baron court が地方社会における重職的な機能を果したりとする。 R. Hutchinson, ibid. p. 81. cf.

(11) Walker, ibid. p. 116.

(12) 但し、次のやつは、別の指摘である。「ハーバードは、Grotius の *Inleidinge* を研究し、それを参照したが……。」 J. B. Smith, Scots Law and Roman Dutch Law, J. R. '61, part 1, p. 37. しかし、カーネギー財團の、本文で引用した通り、かたのところも、やがて出典としている。「ふた」 Institutions 1. 9. 4 と Inleiding 3. 33. 2 及び 3. 34. 2 の題

(possibly significant similarities) が存在する。... | と。Intr-

duction p. 55, Note, 50.

(14) ローリーは「法と義務の問題」を論じる。N. MacCormick, Law, Obligation und Consent: Reflections on Stair and Locke, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, '79, vol. LXV. cf.

(15) 法の統一(に於ける者)と両法の差異に関する論識の間に、なんらかの関連があつた點である。例えば、一六〇三年以後の、両法の統一の、ベロラム・トーレンの推進者——ヘングレンムークでは、Sir Francis Bacon もの一人である Sir Thomas Craig は、両法の「類似性を認明し分析した」最初の全面的な試みだ。たゞ De Unione Regnum Britanniae Tractatus (1604) である。B. P. Levack, The Proposed Union of English Law and Scots Law in the Seventeenth Century, J. R. 20, p. 105.

(16) その完成状況については、「はじめに」、中京法学第一九巻第一号、参照。

(17) ヴォーカーの組合は、次のようないくつかを述べる。——ステアルはむしろ、Francisco Suarez・Luis de Molina のべた、1. 十二説のペラーノ Theologian-jurist は、監督権利をもつてゐる。彼の obediential obligations は、主教の監督権を、Suzarez が示す所、Thomas Aquinas が示す所のやうなへど、Introduction, p. 55.

(18) 近代性・合理性については、第二章以下で検討するが、それを扱ったモノグラフとしては、Neil MacCormick, Rational Disciplin of Law, J. R. '81. そして、ブラックストン、スーズ、グントムの三人に共通する特徴の一つが「争問の性格を『体系性』みてこね」と (石井幸三), 「アダム・スーズ『法学講義(A)』における法思想」、龍谷法学、第一六巻第四号、三一頁。) であるとすれば、ステアルの一人に加え得ぬであらう。

(19) 正直の法律の歴史 J. C. Gardner, A Comparison of the Doctrine of Judicial precedent in American Law and in Scots Law, J. R. '40. p. 160 cf.

(20) cf. K. Luig: The Institutes of National Law in the Seventeenth and Eighteenth Centuries. I. R. '72 part 3.

(21) 「はじめに」 中京法学、第一九卷第一号参照。

[1] "The Tercentenary of Stair's Institutions." *Juridical Review*, 1981.

次に、*Juridical Review*, 1981. の叢書、「The Tercentenary of Stair's Institutions」が収載された総論編を紹介したい。この中で、次の日本の論文が掲載された。*Th Hon. Lord Cameron, James Dalrymple, 1 st Viscount of Stair, R. H. Campbell, Stair's Scotland : The Social and Economic Background, Golden Donaldson, Stair's Scotland : The Intellectual Inheritance, D. N. MacCormick, The Rational Discipline of Law, D. M. Walker, The Importance of Stair's Work for the Modern Lawyer.* 但し、本項では、論題として、論理的・哲學的・法理学的方針やだねむ、論理及るペトマニの脚綴りのみのせ除外して、他の *Institutions* 及びのバッタグリウムの迷わぬ論理編・政治論述等の総合編を除いては、この二編は第11章以下に参照するにあたる。本項では、Campbell・Donaldson・Walker の三つの論理編を、——論理のつながり、および Walker など、重複を避け——紹介・検証したい。

（三）D. M. Walker, The Importance of Stair's Work for the Modern Lawyer. (p. p. 161-76) の論稿は、その表題が示すとおり、現代との係わりでステアルの意義を検討しようとするものである。つまり「われ〔Institutions〕」が、我国の法の歴史において、単なる學問標従つて、現在ではその影響が消滅していくのが、或いは、かつて影響を有し、そして今なお重要性を有しているのか。」と、ウォーカーは問う。(p. 161) そして、この問いは、次のようにいふなおし得るであらう。「もしステアルが、その Institutions を書かなかつたとすれば、現代の法律家にとって、なんらかの差異が存在していただろうか。」と。(画頁°) これらの問い合わせに対し、ウォーカーは、論稿の最後において、肯定的に答えつつ次のように結論を要約している。「現代の法律家にとってのステアルの重要性はいかなるものであらうか。私は次のように考えている。ステアルは、広範にわたつて近代スコットランド法

を作りあげ (i)、おそらくは、スコットランド法を、その死滅から守り (ii)、初めに *continuous narrative* で全法を提示し (iii)、彼が述べた諸原理に、かなりに、一定の表現形式を与える (iv)、後の著作家達のために、一つのモデルを確立し (v)、また彼の著作は常に、それ自体として権威あるものと認められ (vi)、そしてとりわけ、彼は、多くの分野において、後になされた全ての精密化、限定、演繹的な適用の基礎となつた基本的な、一般的原理を提示した (vii)。 (p. p. 175-6.) (引用文中のローマ数字は角田による。) 右の諸点を整理した形で、三つに分けて、検討してみよう。

まずは彼が、かなりにスコットランド法を作り出したとみる、死滅からそれを守つたところについて。(i) 前者については、彼の裁判官及び Lord President としての長いキャリア及び、「（権力分立が確立されていない）一六・一七世紀のスコットランドにおける……裁判官は、単に裁判官であるだけでは、政治家でもあった」<sup>(1)</sup> という状況——従つて、判決が極めて大きな影響力をもつとみる、立法的性質をも有し得た——を考えるならば充分であろう。但し、後者については若干、ウォーカーの見解を参照する必要がある。彼は「……一七〇七年の合併をめぐる法の状況に言及している。ウォーカーはこう。「〔一七〇七年の合併における〕一見すると (*ex facie*)’<sup>(2)</sup> スコットランド法を保証する」という合意に関する条項が、明確かに存在していた。[Treaty of Union] 第一八條……従つて、理論上は (*on paper*)、私的権利に関するスコットランド法は、合併によっても保証された。しかしもし、議員、裁判官、法律家が、ステアルの一六八一年と一六九三年の有意義な書物 [Institutions]、第一版・第二版」を参照し得ず従つて、私的権利に関する我法についての聲明が存在するといえなかつたならば、この紙の上の保証 (paper guarantee) はいかなる有用性を有し得たであろうか。」と。(p. 162) 以下彼は、イングランド法の「押しつけ」(impose) の例——スコットランド及びイングランドの例をも挙げて、次の結論に到るのであ

る。すなわち、「ステアルの Institutions は、スコットランド法を、一八世紀及び一九世紀の、可能性のあった死滅から守つたのである」と。 (p. 163)

次に、ステアルがはじめて、スコットランド法を、諸原理に裏づけられた一つの体系として提示し、そのことによつて後の著作家達のモデルとなつた点について。(iii)～(v)の点は、前項とのかかわりより、次の二つのウォーカーの見解を参照するにとどめる。「事実、大原則にもとづいて法を体系化するところはステアルの影響は、現在に到るまで text-writer 達に影響を与えて來てゐる。我々は彼から、スコットランド法は、“If X, then Y” という形で述べられるものではなく、むしろ、大項目及び小項目等に分類された、当事者の諸権利……等に言及される」として述べられるものであるといふことを学んできた。」 (p. p. 165-6.) 「ステアルの説明における顯著な特徴で、近代の書物及び法に対する近代的理義に伝えたものは、区分と分類及びとりわけ、個別から一般を区分するという彼の分析的アプローチである」 (p. 166.)

論 最後に、彼の Institutions が、權威あるテキストとして、學説として、また實務上も繰り返し援用されてきたという点について。(vi)～(vii)の点は、右でみた、スコットランド法の体系的提示ところがかかるところに、その体系が、一般的原理によつて構築されたという点に大きな意味が存在するであろう。すなわち、「最も重要な点は、ステアルはその Institutions を書くにあたつて、法に関する多くの陳述を、原理という形すなわち、その原理の範囲内に入つてくる多くの個々の事例に適用可能な、極めて一般的な陳述の形で定式化」したところである。(p. 168.) その意味で Institutions は、「一般的原理の、有用で重要な宝庫であり、続けて來る (continues to be)」のである。(傍点・角田) (p. 170.)

以上、現代という観点に立つた、ウォーカーの諸説を概観してきたが、まとめにかえて次の見解を参考しておひ

## 近代スコットランド法思想研究——Lord Stair の法思想(2)——

う。「最後に重要な点は、ステアルの Institutions が、世がたつとともに関心をもたれなくなったところ」とがなふといふ点であり、また、近代のテキストブックが、次の世代の著作家による新しい書物によって越えられてきたようには越えられはしなかつたところである。後の institutional writer 及び近代のテキストブックは全て、たえずステアルを参照してゐたのである。」(p. 174.)

(ii) G. Donaldson, Stair's Scotland : Intellectual Inheritance. (p. p. 128-45.) 本論稿は、次に検討する Campbell 論文とあわせて、ステアルの生きた時代のベロラトランドの知的・経済的状況を探るにむかひ、ステアル・Institutions の位置・意義をそのバックグラウンドとの係わりで検討しようとするものである。

Donaldson の提題である論述は、11の章構成で構成される。すなわち、第一と、17世紀のスコットランドにおける「秩序の切望」・「秩序への情熱」(craving for order, passion for order) が広範に——すなわち、政治のみならず、「科学的、文学的及び文化的な活動」(p. 128) にわたつて——存在し、Institutions すなわち、法(文化)の側面におけるその典型であるといふ点。第二と——やつて、第一の帰結として——17世紀・スコットランドにおける「啓蒙」という問題。第三と、N. MacCormick 等の見解を検証した、「はじめ」の II' を参照すれば、Donaldson は、あの意味では全体の総論を示すと題される、次の論を引用するにどねじねい。『スコットランド啓蒙』といふ流行の概念(fashionable concept) は、[1707年以前の、文化本邦・宗教の時代といふ考え方]……などである。しかし、一八世紀の『啓蒙』といふ、多くの事を述べてゐる人のうちであまりにも多くが、一七世紀におけるスコットランドの文化についてみい出そらとする努力をしていないところのが眞実である。もし彼らがそつとしていたならば、"unenlightened" とみなせりとしている人々の業績が、

「……足りないものではな」といふをみに出したであらう。」(p. p. 144-5)

第1の論述と認めて Donaldson は、広範な学問分野に言及している。たなむか、数学(p. p. 131-2)、医学(p. 132)、地理学(p. p. 134-5)、生物学(p. 136)、歴史学(p. 140)、法學(p. 142-3)、建築<sup>(4)</sup>(p. 144)等。そして彼は、これらの状況を呈する学問状況を、總体として「秩序への切望」・「情熱」からタームによって把握するとともに、その実用性から共通点をみてくる。すなわち、「スコットランドにおける学問のあらゆる局面において、理論よりもむしろ、実践的な適用が、非常に強調われてゐた。」<sup>5</sup> (p. 132) そして、」」のようない傾向を顕著に示すのが、学問(科学)と結びついた上での、種々の発明あるいは、極めて実用性・必要性の高い創作物の創造である。<sup>(5)</sup>

#### 説

」」のような Donaldson の理解は、アダム・スミスの『国富論』の、次の1節を想起させるであらう。「とはいへ、機械類についての改善の全部が、機械の使用を必要とした人々の発明だったわけではない。多くの改善は、機械の製作が一つの独自の職業の仕事になつたときに、機械製作者たちの創意によつてなされたものであり、またいへつかの改善は、なにじともせずに、あらゆる事物を観察することを職業とし、したがつてまだ、もつとも遠距離にある異質の諸対象の力をしばしば結合しうる哲学者または思索家とよばれる人々によつてなされたものなのである。社会の進歩について、哲学や思索は、あらゆる他の仕事と同じように、市民の特定階級の主要または唯一の生業になり、また職業になる。そのうえ、あらゆる他の仕事と同じように、」」の職業もまた多数のさまざまな部門に細分され……。」学問的嗜みをも含めた意味での分業及び、それと「社会の進歩」の相関性を見るスミスの見解に従えば、Donaldson の描くスコットランド・17世紀は、すべすべとも学問(科学)という面からみれば、まさに「進歩」した社会といふのである。

#### 論

そして、右のような実用性の重視という背後には、「科学的或いは擬似科学的活動と経済上の発展との間の、極めて明白な結びつき」とともに、「〔スコットランドの〕自然資源の開発及び、産業家の奨励という点における、貴族と市民双方の利害」が存在したところ Donaldson の指摘(p. 133) は、極めて重要である。つまり、経済的ファクターともからみあつた、実用的学問の活況及びその象徴としての、種々の発明のプロジェクトは、それと「その時代の不断の知的エネルギーの徵候」なのである。(p. 133)

やがて、「この王政復古の時代に、科学が、かつてなかつた程に流行した(p. 136)」ことを象徴する一つの事実を挙げる必要がある。すなわち、一六六〇年における王位協定——正規には、Royal Society of London for Improving Natural Knowledge ——の設立と、やがての、スコットランドの占める重要な地位である。別の著書において Donaldson は、次のように述べている。「科学的研究が上流社会の人々の間に異常な流行を来たし、ジョン・ロイアル・ソサイアティの第一代会長サル・ロベルト・マリのようなスコットが、非常に重要な仕事を成し遂げた。」

最後に、法・法学の状況、——特に「秩序への切望」・「情熱」との係わりで、——についての彼の見解をみておこう。その「切望」・「情熱」は、公・私両面において存在した。すなわち、公的側面においては、「一五七〇年代に、政府は、“Auld Laws”つまり、制定法と Court of Session の判決を、一種の法典にするという計画に多大の関心を有していた。」(p. 142) と指摘されるようだ、法典化の求めに存在する「秩序への切望」・「情熱」である。また、私的側面においては、右の法典化的失敗を補なう役割を果した、種々の法例集・判例集・法学辞典等の編纂<sup>(8)</sup>があげられよう。これらの両者は共に、判例をも含めて、從来存在する法を、秩序だてようとする試みであり、そのような状況を前提にして「一七世紀の最も重要で永続的な成果の一つは、スコットランドが、法がしばしば不充分にし

か実現せねば（ill-enforced）國から、一般的に従わねばよつた國へと転換（だり）」（p. 128）とした得のやうる。ヤード、ポートの Institutions は、「『秩序への切離』ふつて内容に資金に適合するもの」であったのである。（p. 145）

〔三〕 R. H. Campbell, Stair's Scotland: The Social and Economic Background (p. p. 110-27) Campbell は頭に記して、「十七世紀・スコットランド時代、相対的立場の見方を提出してゐる。やがて、第一回、「はじめに」の Trever-Roper 説批判で検証した、「十七世紀・暗黒時代」という理解。これがもと、ステアル及びその業績は、次のようだ概ねそれを徳などあら。「……ヨーロッパ一な解説「かなわぬ、十七世紀・暗黒時代」といふると、スコットランドは、ステアル及びその著作を生み出したのと、最もやむこゝな國と考え得た。おそらく彼は、中期の間なく不可解な逸脱（unexpected and inexplicable aberration）であつた。」（p. 110）そして第11は、経済的側面に焦点をおねらし、「十七世紀・スコットランド時代のものある見方。かなわぬ、その時期を、論議構造における轉換期とし、「後に全面的に開花する、新しい経済構造の始まりが、既に存在してゐた。」（回観）と考へるのである。そして、これがより、第1回は全く逆に、ステアルは次のように積極的に理解し得る。「ペナルの法は、轉換を成し遂げゆつゝある経済からの出まれた。前者〔Stair's law〕は後者〔経済〕からの影響を受けたであらうし、おた逆に前者が、経済の影響を与えたのである。」（回観）

後にみるよつて、法と経済の関係に関する論議において若干のおじめられを残してはいるものの、著名な経済史家・R. H. Campbell が、第11の立場での論稿をやめじふるいふは、明るいがである。従つて、やがて、「十七世紀・スコットランドの経済における積極的見方——「Campbell の頭を離さぬな」と、"forward-looking standpoint" ——を想起をあわせ、次つて、法とステアルと経済と関する Campbell の見解を概観してみる。

ステアルの時代のスコットランドは、基本的には、農業社会であった。すなわち、地主階級を「組織の基本的単位」とする農村社会において、自給自足が行なわれるとともに、都市においても「その経済生活は、農業から独立していかつた。<sup>(10)</sup>」(p. 111) 従つて、「農業上の改良が、経済の拡大の前兆」であったのである。(回頁)しかし、そういうであるとはいへ、「外国貿易における〔農業改良に〕みあつた転換の必要性は、当時の人々にとっては明白であった。」(p. 112) 例えは、輸入に関して、三つの主要な輸入品物が、当時のスコットランド経済の弱さを反映していた。第一に、バルト海の諸国から輸入された、鉄・銅・木材等の原材料。第二は、良質のリンネル・羊毛製品等の加工品。その輸入は、スコットランドが、イングランド及びオランダ等と、上質の完成品において競争することを可能にしている。第三に、ワイン・砂糖・タバコ等の奢侈品。これらは、交易のバランスという観点から、しばしば批判され、また時には禁止されたが、実効性をあげ得なかつた。そしてさらに、輸出における弱さが、右の「転換の必要性」の認識をより強いものにしていた。

ところが、ステアルの時代に、輸出状況において変化が生じている。<sup>(11)</sup>すなわち、穀物・石炭等の輸出が増大し、一六八〇年代において、スコットランドから出港するほぼ半数の船が、石炭を積んでいた。(p. 113) また、王政復古後、激化する競争と保護貿易政策によって、スコットランドにとって、市場が閉ざされたが、「変化しつつある外国貿易のネットワーク」において、一つの特徴が存在する。すなわち、「イングランドとの交易の、増大しつつある重要性」(p. 113) で、特に、家畜とリンネルに関してである。

そして、いのうな外国貿易の発展の背後には、独占権を有する「王許都市 (royal burgh) の変化しつつある経済的地位」<sup>(12)</sup> (p. 114) という事情が控えている。<sup>(13)</sup>すなわち、他の都市つまり、burgh of barony 及び burgh of regality の多数の設立とその伸長及び、それらの王許都市への挑戦であつた。いのうな中で、「一六七一年に、

非王許都市 (non-royal burgh) も、ヨーロッパチャーチを公認する会社或いは "societies" のふくつかに対し、全ての商品を輸入し小売する自由が認められた」<sup>(14)</sup> (p. 115) また、このような「新しい経済力の挑戦」は、自治都市集団内部での、グラスゴーの伸長といつ中に顕著にあらわれてゐる。すなわち、「エディンバラの経済力の集中

は、新しくも驚くべきことでもないが、一七世紀とりわけその後半の顕著な特徴は、グラスゴーの伸長」であり (p. 116)、しかるそばは、「産業上及び商業上の成功の結果」であった。そして、これらの拡張は、「交易の地理的拡大」すなわち、西イングランド及びアメリカ本土との交易と結びつけていたのである。

右のような経済的転換は、議会&枢密院 (Privy Council) の活動・政策をみれば、より明らかになると Campbell 説は考える。前者の活動に関して、交易・農業及びヨーロッパチャーチ等広範にわたる「王政復古期に制定及び再制定された多量の立法の中の経済に関する法令」 (p. p. 118-9) の中。また、「商業生活上の諸条件を改良する」と目的とした多くの法令」等の、一六八〇年代の立法の中。<sup>(15)</sup> (p. p. 120-1) また、後者に関しては、「枢密院の短動論は、議会のそれを補う」ものであつた (p. 119)、「より発展したレベルの経済分析が、枢密院の記録の中で明らか」であった。 (p. 121)

右のように、"forward-looking standpoint" として、一七世紀の経済的転換を検討した後に、Campbell は次のように述べ、「なんらかの正確さを持つて、どの程度に、この変化しつつある経済構造及びそれが示した諸々の熱望が、ステアルの法に影響を与えたかを主張しようとするならば、それは早まっているであろう。しかし、法と経済の間に考へ得るなんらかの結びつきは、一定の適切な細論を提供するに及ぶ」。 (p. 124) そして、右の論を受けて、経済発展のための「減じ得ない最低条件」 (irreducible minimum) として、「社会秩序と安定」という基本的な最低条件」及びより特殊なものとしての、「社会における広範な、契約責任に基づく義務の承認」をあげつ

つ、ステアルに関して次のように語る。「ステアルにおける、実定法上の三つの原理〔「社会の維持・繁栄・平和、財産の安定、商業の自由」〕の展開は、……これら〔右の三つの〕必要性を直接に満たすこと」を目的としたものと解釈し得よう」と。(回頁) そしてさらに、「これら三つのうち、特に交易の自由が、法の適用において重視されたならば、『法の貢献がより強力となる』」として、『ステアルの中には、そのようななんらかの傾向を示す証拠がある。』としている。(回頁) すなわち、ステアルにおける、法の扱いの柔軟さ (flexibility) がそれであって、それはまたに「社会の変化しつつある諸要求に、法を適合させようとする必要性」から生じたものなのである。(p. 126) ゆうと、Campbell は、そのような事柄の全面的开花を、「ケイムズのような、一八世紀の哲学者」の中にみつて、「ステアルのようなそれ以前の、institutionalist の中にも存在した。」とある。(回頁) そして最後に、次のように結論づけている。「〔『商業革命の推進』には〕一八世紀が貢献しなければならなかつた。しかし、ステアルの生きた時代には、その成功が獲得され得る諸々の方法のあらしをみる」とがである。(回頁) そして、ステアルの Institutions が、あれにその一つなのである。<sup>(19)</sup>

以上、Juridical Review 掲載の三論稿を紹介・検討してきたが、前項同様、若干の問題点及び今後の課題を指摘して、次の Tercentenary Studies に対する同様な作業に移っていただきたい。

まず第一に、Donaldson 論文のキータームたる「秩序への切望」・「情熱」と法の問題である。この問題は、前項で参照した、ウォーカーの指摘——本稿三一頁参照——とあわせて考へるならば、特にイングランドとの対比で一つの重要な論点を提供するようと思われる。その論点とは、法改革である。周知のように、イギリスで法改革の動きが全面化したのは、一九世紀中葉のいわゆるベンタム主義の時代であった。ところが、仮りに、法改革の產物としての法典化が失敗に帰したとしても、十七世紀・スコットランドにおいて、時代の風潮を反映して、そのような動きが

存出) (Donaldson の業績) とか、スコットランドの Institutions がやの 1 の興利也知る (カーカー及る Donaldson の業績) からだいたい、イングランドとスコットランドの対比に關してこかたん興味をもたらすやうである。この点は、今後の課題としてあるが、やくばくも、「せじゆ」との二箇参照した、MacCormick の業績やスコットランドの課題が、よりは存在するやうに感ぜられる。

また、Campbell の業績やスコットランドの課題。この課題は、M・カーペーの著述による概要をもつてあるが、スコットランドの徴収の私の課題は、17世紀の経済状況の認する理解を、経済史の業績によっての課題である。概略的ハシスルが、兼説書ハシスの課題をも越すからである。

## 結語

### 〔註〕

- (一) J. L. Duncan, *The Life and Times of Viscount Stair*, p. 104.
- (二) 『英蘇連合條約』(The Union with Scotland Act, 1706. 6 Anne c. 11, XVIII., Haulsbury's Statutes of England. 3d. ed. vol. 6, p. 504) 以下の釋文。 **Laws Concerning public rights; private rights.** — That the laws concerning regulation of trade customs and such excises to which Scotland is by virtue of this treaty to be liable be the same in Scotland from and after the union as in England and that all other laws in use within the Kingdom of Scotland do after the union and notwithstanding thereof remain in the same force as before (except such as are contrary to or inconsistent with this treaty) but alterable by the Parliament of Great Britain with this difference betwixt the laws concerning public right policy and civil government and those which concern private right [that the laws which concern public right] policy and civil government may be made the same throughout the whole United Kingdom. But that no alteration be made in laws which concern private right concept for evident utility of the subjects within Scotland.

(三) リヨンのカーラーの業績も、総じてトローラーのトローラーが想

「ムーブメントが、これがの時代には、第1章以下で、ストーンの方法を検討する中で觸及する。

- (4) 「ねむの夢間に關しては、著者の『スコットランド絶対王政の展開』、第一六章 (スコットランド文  
化) 及び、そのたゞ、「せじゆ」で翻訳した “The Origins and Nature of the Scottish Enlightenment” 所  
収の論文 (R. G. Cant; *Origins of the Enlightenment in Scotland: The Universities, C. M. Shepherd; Newto-  
nianism in Scottish Universities in the Seventeenth Century, A. C. Chittis; Provost Drummond and the Or-  
igins of Edinburgh Medicine*) 参照。また、建築と醫學藝術の次に建築参照。「この藝術の藝術である。」 註  
術的業績、いの世の藝術家による藝術表現の建築である。」 註  
（5） 例へば、海水を飲料水とする道具、鉛玉から水をくみぬる等。また、ムナードス、前掲、1111～111頁参照。  
(6) A. Smith, “The Wealth of Nations,” ed. by Campbell, Skinner and Todd. I. p. 21. (大内・松川訳『諸國政の  
富』一、七七頁) 訳文は、大内・松川訳による。  
(7) ムナードス、前掲、1111頁。  
(8) いわゆる書物については、本稿二八頁参照。  
(9) 「はじめ」中京法学第一九卷1号参照。  
(10) 次のムナードスの指摘も参考。「国王はイムズ六世の典型的な臣民は、地方民であつて都民ではなかつた。ふるいの  
は、スコットランド経済の重要な性格は、十七世紀を通じ、やのじゆきのじかなる意味におこる地方的經濟であつた。」 前  
掲、1111頁。  
(11) 外国貿易に關して、一六七〇年代には、国内市场も拡大された。cf. R. Hutchinson, “Lordship to Patronage; Scotland  
1603-1745,” p. 103 cf.  
(12) 「王許都市は外国貿易の間で独立権をもつておつ、それは関税徴集を容易にするので王族などとは好都合であつた。……王許都  
市は、まだクラフトの面での特權と排他的な権利を有してゐた。したがつて、商業とマリーナクチャに対する規制は、部分  
的には王許都市総会の問題であり、総会は毎年会合を開き、王許都市の共同の利益を審議し、そのための立法を行つた。」  
ムナードス、前掲、1111頁。  
(13) Walker, “The Scottish Legal System,” p. p. 91-3 cf.

(14) 「一六七一年の議会制定法〔は〕從来、六六の王許都市に限制せられた外国貿易を、ワイン……等の特定の商品のみ、  
王許都市の特権を留保した上だ」 burghs of regality 及び barony と開放した。」 Hutchinson, op. cit., p. 99.

(15) 「一七世紀にグラスゴーは、確實に、エコノミック上で最も急速に発展した都市であり、新しい繁栄の場所であつて、注目すべき、産業上及び商業上の企ての多くがもたらされた。」 Smout, "Scottish Trade on the Eve of Union, 1660-1707, p. 14.

(16) 「一六八一年は、諸産業を促進しようとする、政府の特別な試みが、はじめてたとへりござる。七月の日、一  
七八〇年には全体として、交易に対する重商主義的諸制限が感じられた時期だからである。」 Hutchinson, op. cit., p.  
107.

(17) Stair, Institutions, p. 91.

(18) D. Lieberman, The legal needs of a commercial society: the jurisprudence of Lord Kames, (in Wealth &   
Virtue, The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment, ed. by I. Hont and M. Ignatieff) cf.

(19) Campbell 論文の紹介の冒頭で、「法と経済の関係は論じられておらず、そのあくまで残念である。」と述べたのは、  
右の参照した見解（本稿四六頁）によると次のようだ。 Campbell の論が存在するからである。「法律家の〔「教化」〕があ  
る経済上の諸々の要求」に対する貢献が、いかにも有用なものであつて、またいかに法がそれを促進しようか、法は經濟  
成長を保障しえなかつた。それ〔法〕は、公的秩序の安定性の維持及び、商業社会の変化しつゝある諸要求を認識するのに充  
分に柔軟であるとの双方に関して、必要条件やおかしかれないが充分条件ではなかつた。法律家の社会的及び經濟上の重  
要性は過大評価されるべきではない。」と。 (p. 126)